

(5) 上記(1)及び(2)の基準を超えた活動日・活動時間

ア 休養日

生徒の実態、分野の特性及び大会スケジュール等の観点から、次の文化部については、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

【該当部活動なし】

イ 活動時間

生徒の実態、分野の特性及び大会スケジュール等の観点から、次の文化部については、平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの活動時間は16時間未満を目安とすること。

【該当部活動なし】

ウ その他

大会スケジュール等により、活動時間の延長や朝活動の実施ができるものとするが、この場合、希望する文化部は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 大会等への参加

文化部顧問は、事前に大会名、主催者名、大会期日、会場、引率者名等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

5 その他

(1) 文化部活動顧問会

ア 年度始めに顧問会を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費等の取扱いについて

ア 部費等の取扱いについては、保護者会において徴収・管理することを原則とする。

イ やむを得ず職員が徴収・管理する場合は、公費に準ずることとし、適切に管理する。また、決算について校長に報告するものとし、その後、保護者の監査を受けるものとする。

(3) その他

文化部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。